

指定計画相談支援 利用契約書及び重要事項説明書

(利用者)

(事業者) 社会福祉法人 三幸福社会
相談支援事業所 清華苑ふくし相談センター

(相談支援専門員)

相談支援事業 清華苑ふくし相談センターのサービスを利用するにあたり、次のとおり指定計画相談支援契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、事業者と利用者が協議の上、利用者の有する能力、その置かれている環境及び障害の特性を考慮し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な指定計画相談支援を適切に提供することを定めます。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、 年 月 日から1年間とします。ただし、契約満了日の7日前までに利用者から更新の意思のない旨の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

(サービス等利用計画の作成)

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅等への訪問により利用者及びその家族に面接し、利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容を適正に利用者又はその家族に対して提供

し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び利用者の保護者(以下、「利用者等」という)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。

6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で決定するものとし、作成した当該サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとします。

7 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて、サービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、関係機関から専門的な見地からの意見を求めるものとします。

8 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により同意を得るものとします。

9 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等に交付するものとします。

(サービス等利用計画作成後の便宜の供与)

第4条 事業者は、サービス等利用計画作成後において、次の各号に定める指定計画相談支援サービスを提供するものとします。

(1) 利用者及びその家族等と定期的に連絡を取り、経過を把握します。

(2) サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

(3) 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

(4) 上限管理対象となっている利用者に関しては、指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

(サービス等利用計画の変更)

第5条 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(利用者負担額及び実費負担額)

第6条 事業者の提供する指定計画相談支援事業に関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス料金に相当する給付を受領するため、利用者の自己負担はありません。なお、事業所が定めた通常の事業の実施地域以外の地域を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費又はその実費を負担して頂きます。但し、特別地域加算を算定する場合には頂きません。

(事業者の基本的義務)

第7条 利用者が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援サービスを適切に行います。

2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定計画相談支援サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第8条

(1) (安全配慮義務) 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

(2) (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問に対して適切に説明します。

(3) (守秘義務) 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定計画相談支援サービスを提供するに当たって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

(4) (記録保存整備義務) 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。利用者はこの記録の開示を求めることができます。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定計画相談支援サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (4) 第11条から第13条に基づき本契約が解約または解除された場合。
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合。(ただし満了前に契約の更新手続きがとられた場合は除く。)

(利用者からの中途解約)

第11条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、事業者又は相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合にはただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者又は相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める指定計画相談支援を実施しない場合。
- (2) 事業者又は相談支援専門員が、第8条第1項から第4項に定める義務に違反した場合。
- (3) 事業者又は相談支援専門員が、故意又は過失により利用者若しくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業所からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者及び利用者の家族に対し、家族が非協力など利用者と事業者間の信頼関係を損壊する行為を継続し、改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが不可能となったときは、30日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

2 次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときには、予告期間を設けず即時にこの契約を解除することができます。

(1) 利用者又はその身元引受人ないし家族、その他関係者の行動が相談支援専門員の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の相談支援方法ではこれを予防できないとき。

(2) 利用者又はその身元引受人ないし家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難になったとき。

(3) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。

(4) 事業者が前項によりこの契約を解除するときは、利用者の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、保険者への連絡、その後のサービスの確認等の援助を行います。

(苦情解決)

第14条 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

当施設でのご利用者の個人情報の利用目的について

当施設では、利用者の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の配慮をいたします。なお、疑問・不明な点等はお問い合わせください。

1 施設内部での利用目的

- (1) 利用者に提供する介護サービス
- (2) 障害福祉サービスに関わる事務
- (3) 入退居時の施設管理
- (4) 会計・経理
- (5) 事故等の報告
- (6) 当該利用者へのサービスの向上
- (7) 施設において行われる学生等の実習への協力
- (8) サービスの質向上を目的とした施設内の研修
- (9) その他、ご利用者に係る管理運営業務

2 施設外部への情報提供としての利用目的

- (1) 利用者にサービスを提供する他の相談支援事業所との連携、照会への回答
- (2) 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (3) 検体検査業務等の業務委託
- (4) 家族等への心身の状況説明
- (5) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (6) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (7) 事業者から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- (8) 賠償責任保険等に係る、保険会社等への相談または届出等
- (9) その他、利用者への障害福祉サービス事務に関する利用

3 その他の利用目的

- (1) 福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 学生等の実習への協力
- (3) 外部監査機関への情報提供

※上記のうち、他の機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※これらのお申し出は、いつでも撤回、変更等を行うことができます。

個人情報に関する確認事項

障害者総合支援法にもとづく契約書第8条の守秘義務に関し、下記の通り同意いたします。

- (1) よりよき支援のためのサービス担当者会議や公的サービス利用の確認等において関係機関へ個人情報を使用することを

同意します ・ 同意しません

- (2) 写真掲載について（利用者の施設生活の様子、行事の参加風景など）広報誌やホームページ等への写真掲載を

同意します ・ 同意しません

以上、相違ありません。

ご注意

- ・ 広報誌は、地域・相談支援事業所・学校等へ配布する事があります。
- ・ ホームページ等にはSNSも含まれます。また一度掲載されたものは利用が中止になった場合も削除されることはありません。

指定計画相談支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	9
2. 事業所の概要	9
3. 事業実施地域	9
4. 営業時間	9
5. 職員の体制	9
6. 職員の職務内容	10
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	10
8. サービスの利用に関する留意事項	12
9. 事故発生時の対応方法について	12
10. 虐待防止について	12
11. 業務継続計画の策定等	12
12. 利用者の記録や情報の管理、開示について	13
13. その他運営に関する留意事項	13
14. 苦情等の受付について	13

社会福祉法人 三幸福社会
清華苑ふくし相談センター
当事業所は明石市の指定を受けています。
事業所番号 第 2832000075 号（指定特定）

1. 事業者

名称	社会福祉法人 三幸福社会
所在地	明石市大久保町大窪3104-1
電話番号	078-934-0800
代表者氏名	理事長 池田 ひとみ
設立年月	昭和62年3月31日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 ・令和2年4月1日指定 第 2832000075 号
事業の目的	指定計画相談支援事業の提供
事業所の名称	清華苑ふくし相談センター
事業所の所在地	明石市大久保町江井島1649-1
電話番号	078-938-0770
FAX 番号	078-938-0771
管理者氏名	斧 慎太郎
事業所の運営方針について	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
開設年月	令和2年4月1日
事業所が行なっている他の業務	なし

3. 事業実施地域

明石市内全域

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、年末年始を除く。
営業時間	月～金 午前9時00分～午後5時00分
サービス提供時間帯	月～金 午前9時00分～午後5時00分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	0名	1名	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	1名	0名	1名	1名	基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成に関する業務を行う。

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

当事業所の相談支援専門員は、適切な計画相談支援等を実施するために必要な下記の研修を修了しています。

- ・令和元年度兵庫県相談支援従事者初任者研修

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントの実施・サービス等利用計画書の作成及び利用者への交付・モニタリングの実施・その他必要な相談及び援助

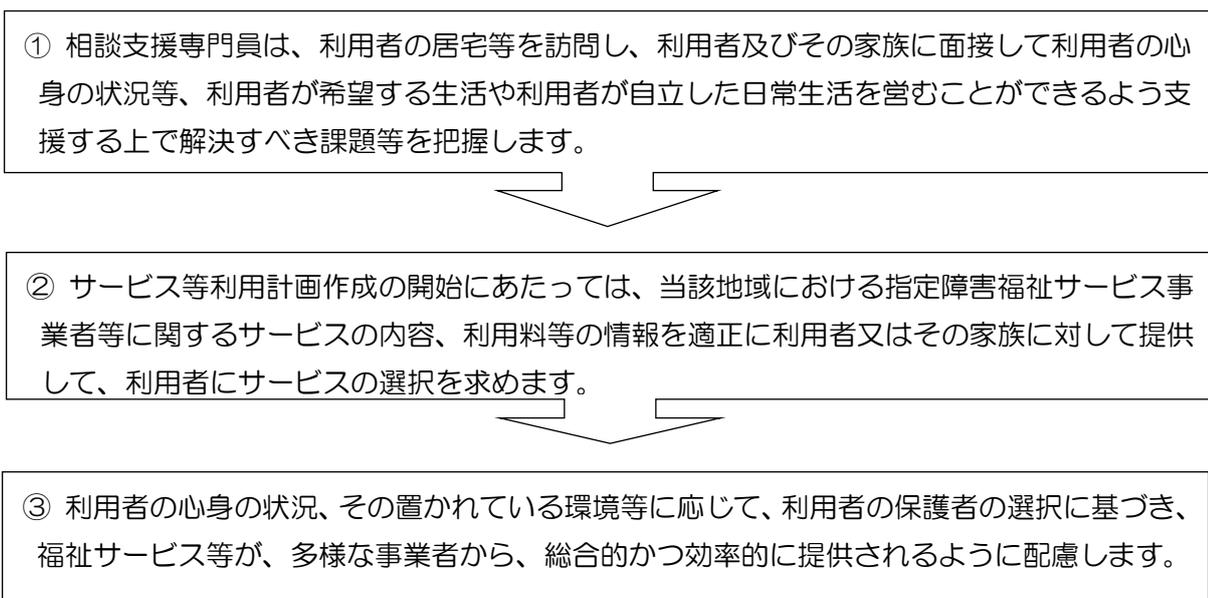
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

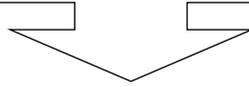
① サービス等利用計画の作成

- ・相談支援専門員は利用者等の来所や利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

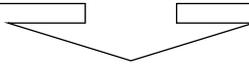
<サービス等利用計画の作成の流れ>



④ 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービスが提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第二十二項及び児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。



⑤ ④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。



⑥ 支給決定及び給付決定又は地域相談支援給付費が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者及び指定発達支援事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画及び障害支援利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画の変更

- 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

- 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

サービス利用料金

- ・指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。

○計画相談支援

サービス利用支援費Ⅰ	16,285円
継続サービス利用支援費Ⅰ	13,550円
利用者負担上限額管理加算	1,554円

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】 田路 哲也
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する

11. 業務継続計画の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 利用者の記録や情報の管理、開示について

利用者及びその家族の個人情報については、社会福祉法人三幸福社会が定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理し、利用者の求めにその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は自己負担となります。）

13. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

14. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談、サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 斧 慎太郎
- 電話番号 078-938-0770
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

明石市福祉局 障害福祉課	所在地 明石市中崎1丁目5-1 電話番号 078-918-1344 受付日・時間 月～金 午前8時55分～午後5時40分
明石市福祉局 福祉施設安全課	所在地 明石市中崎1丁目5-1 電話番号 078-918-5279 受付日・時間 月～金 午前8時55分～午後5時40分
兵庫県福祉サービス運営適 正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 (兵庫県福祉センター内) 電話番号 078-242-6868 受付日・時間 月～金 午前10時～午後4時

本契約の成立を証するため、利用者と事業者は署名のうえ、本契約書を2通作成し、各自その1通を保有します。

私は、本書面に基づいて、貴施設の職員（職名 相談支援専門員 ）から、契約書及び重要事項、個人情報の活用に関する説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

令和____年____月____日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

署名代行者

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

利用者との関係 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

署名を代行した理由 認知症の為 手が不自由の為 寝たきりの為

利用者の家族等

利用者との関係 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(事業者)

私は、指定計画相談支援の事業者として利用者の申込みを受諾し、この契約書及び重要事項に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

所在地 〒674-0051
明石市大久保町江井島 1 6 4 9 - 1
名称 社会福祉法人 三幸福社会
相談支援事業 清華苑ふくし相談センター
代表者 理事長 池田 ひ と み
電話番号 (0 7 8) 9 3 8 - 0 7 7 0
F A X (0 7 8) 9 3 8 - 0 7 7 1
明石市指定 第 2 8 3 2 0 0 0 0 7 5 号

(相談支援専門員)

私は、サービス等利用計画作成者として、この契約及び重要事項の内容が指定計画相談支援サービスに従った内容であることを確認しました。

年 月 日

相談支援専門員

所属事業者名 清華苑ふくし相談センター
所在地 明石市大久保町江井島 1 6 4 9 - 1
氏 名

令和7年3月1日改定